

障 第 1 0 1 6 号
平成24年 9 月11日

障害福祉サービス事業者 様
障害者支援施設の長 様
障害児通所支援事業者 様
児童福祉施設の長 様
指定医療機関の長 様
児童相談所長 様
地域振興局健康福祉(環境)部長 様

新潟県福祉保健部長

施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）

標記については、平成18年 8 月28日付け障第515号「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について（通知）」により報告いただいているところですが、平成24年 4 月 1 日から、新潟市内に所在する障害福祉サービス事業者等の指定を新潟市が行うことになったことに伴い、別紙 1 のとおり報告先等の整理をし、併せて、別紙 2 のとおり報告の参考様式を改正しましたので、今後はこれにより報告願います。

なお、感染症・食中毒の報告については、従前通りであり、変更はありません。

また、本通知については、新潟市福祉部障がい福祉課と協議済みであることを申し添えます。

新潟県福祉保健部障害福祉課

自立支援係 025-280-5918（直通）

在宅支援係 025-280-5228（直通）

施設管理係 025-280-5210（直通）

025-283-2062（FAX）

新潟県福祉保健部児童家庭課

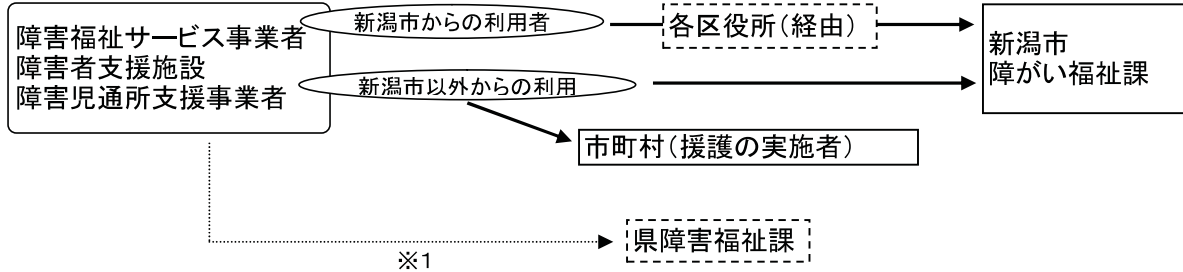
家庭福祉係 025-280-5926（直通）

025-281-3641（FAX）

【障害福祉関係施設・事業所の事故報告の流れ】

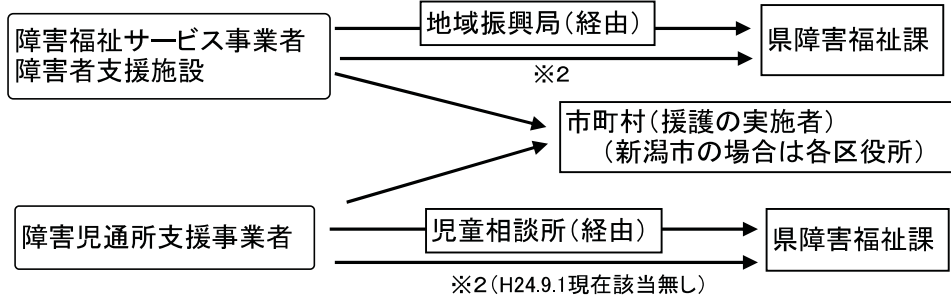
1 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者の場合
指定権者と援護の実施者へそれぞれ報告する。

①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



※1 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。

②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)

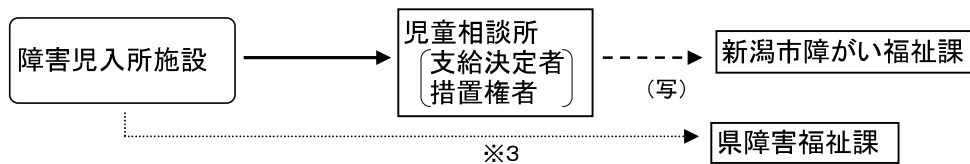


※2 県立施設は地域振興局・児童相談所を経由せず直接障害福祉課に報告する

2 障害児入所施設の場合

支給決定・措置決定権者(児童相談所)に報告し、児童相談所は指定権者に写しを送付する。

①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



※3 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。

②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)

